



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可・2件（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4

告 示

沖縄県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 宮古島市城辺下北土地改良区
- 2 認可年月日 平成20年3月26日

沖縄県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 南風原町宮城土地改良区
- 2 認可年月日 平成20年3月28日

沖縄県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり与那国町立田神土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	東迎高健	与那国町字与那国151番地
理事	後真地秀雄	与那国町字与那国4791番地の1

理事	柿本太蔵	与那国町字与那国4022番地の368
理事	福仲長正	与那国町字与那国143番地
理事	入波平浩伸	与那国町字与那国144番地
監事	玉城精記	与那国町字与那国195番地
監事	仲島正貴	与那国町字与那国165番地

任期 平成20年2月15日から平成22年2月14日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	東迎高健	与那国町字与那国151番地
理事	後真地秀雄	与那国町字与那国4791番地の1
理事	福仲用介	与那国町字与那国173番地
理事	福仲長正	与那国町字与那国143番地
理事	入波平浩伸	与那国町字与那国144番地
監事	玉城精記	与那国町字与那国195番地
監事	崎原永光	与那国町字与那国131番地

沖縄県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり与那国町浦野土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮良正一	与那国町字与那国415番地の1
理事	入福浜賢	与那国町字与那国160番地
理事	金城信利	与那国町字与那国367番地
理事	東大島侃	与那国町字与那国290番地
理事	西藏盛茂	与那国町字与那国29番地
理事	鳩間正八	与那国町字与那国1037番地の1
理事	浦崎永三	与那国町字与那国315番地
監事	大嵩長史	与那国町字与那国320番地
監事	崎元恒男	与那国町字与那国176番地

任期 平成20年2月16日から平成22年2月15日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
---------	-----	-----

理事	宮良正一	与那国町字与那国419番地
理事	入福浜賢	与那国町字与那国160番地
理事	金城信利	与那国町字与那国367番地
理事	東浜安克	与那国町字与那国396番地
理事	西藏盛茂	与那国町字与那国29番地
理事	鳩間正八	与那国町字与那国101番地
理事	浦崎永三	与那国町字与那国315番地
監事	大嵩長史	与那国町字与那国320番地
監事	崎元恒男	与那国町字与那国176番地

沖縄県告示第255号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成20年4月4日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成20年3月25日 沖縄県指令土第307号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 うるま市字前原前原71番3、75番、160番、162番、165番、158番3、163番3、166番2、167番、168番2、169番4、170番1及び169番3、同市字洲崎5番7、5番3及び7番並びに同市字洲崎7番に隣接する無番地の地先公有水面
 - (2) 区域 次の㉗の地点と㉘の地点を直線で結んだ線、㉘の地点から㉙の地点までを順次直線で結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - ㉗の地点 四等三角点（我11）勝連（北緯26度19分50秒8094、東経127度52分43秒121）から281度34分05秒3,036.90メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉗の地点から132度33分57秒768.61メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉘の地点から48度10分00秒530.00メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から183度10分00秒141.42メートルの地点
 - ㉛の地点 ㉚の地点から228度10分00秒430.00メートルの地点
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成4年8月27日 沖縄県指令土第627号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 うるま市

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年4月4日から同年8月4日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び糸満市経済観光部商工労働課において縦覧に供する。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀興産株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 呉屋守将
- 3 届出年月日 平成20年3月14日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称
変更前 第一産業株式会社
変更後 金秀興産株式会社
- 5 変更の年月日 平成19年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年4月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年8月29日 沖縄県指令土第865号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城692番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場335番地4 パレス・ユニバース902 渡嘉敷真史
- 5 検査済証番号 平成20年3月27日 第2617号
- 6 工事完了年月日 平成20年3月6日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円
---	--